

「建設産業における生産システム合理化指針 ～元請・下請関係の適正化～」概要版

「建設産業における生産システム合理化指針」は、発注者から直接建設工事を請け負った元請業者と、元請業者から工事を請け負った下請業者とが対等な協力者として、その役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方を示したものです。

この概要版では、本指針における「適切な元請・下請関係の在り方」について抜粋しています。

○下請契約の締結

- ・ 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。
- ・ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- ・ 請負価格は、施工責任範囲、工事の難易度及び施工条件等を反映した合理的なものとする。また、消費税相当分を計上すること。
- ・ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。
- ・ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。

○代金支払い等の適正化

- ・ 請負代金の支払は、できる限り現金払いとすること。また、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、現金比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払いとすること。
- ・ 手形期間は、120日以内で出来る限り短い期間とすること。
- ・ 前払い金の支払を受けた場合は、下請負人に対し資材の購入、建設労働者の募集など工事着手に必要な費用を前払い金として支払うよう配慮すること。

○適正な施工体制の確立

- ・ 元請業者は、施工体制台帳の整備などにより建設工事に係る施工体制を的確に把握すること。
- ・ 一括下請や不必要な重層下請は行わないこと。

○その他

- ・ 元請業者は、任意の労災補償制度に加入するなど労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- ・ 元請業者は、建設業退職金共済組合に加入するなど退職金制度を確立すること。